

平成27年8月6日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

平成27年度 第1回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会 の概要について

農林水産省は、平成27年7月1日（水曜日）に、平成27年度 第1回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会（以下「OIE連絡協議会」という。）を農林水産省 共用第10会議室において開催しました。今回は、①本年2月に開催されたOIEコード委員会において提示されたOIEコード改正・新設案、②本年5月に開催されたOIE総会において次回コード委員会において再検討することとされた議題について意見交換を行いました。会合における意見交換の概要は以下のとおりです。

意見交換の概要

1 第83回 OIE 総会の概要

- 川島審議官がOIE理事に、及び沖田課長補佐がコード委員会の委員に選出されたことについて、同連絡協議会メンバーから、非常に重要なポストであることから、活躍を期待するとのコメントがありました。

2 OIE コード

(1) 牛海綿状脳症（BSE）

- 事務局からは、5月のOIE総会において、BSEコードの改正案が緊急提案され、最終的に「BSE リスクステータスの認定に当たっては、全ての牛群で低い確率で自然発生すると考えられている「非定型 BSE」を除外する。」の一文をコードに挿入した案が採択された旨説明しました。さらに、9月に開催されるOIEコード委員会において、科学委員会が提出している改正案について議論される予定であり、その後、新たなBSEコード改正案が提示される可能性があることを説明しました。
- メンバーからは、5月のBSEコードの改正を受け、我が国の防疫指針に規定されている疑似患畜の範囲を見直すことになるのかとの質問がありました。
これに対し、事務局から、今回の改正は疑似患畜の範囲について直接影響するものでないと理解しており、直ちに見直す予定はないが、今後の議論等を注視したいと回答しました。
- メンバーからは、加盟国が混乱しないよう、非定型BSEと従来のBSEを区別するための検査に関し、陸生マニュアルも改正する必要があるとの意見

があり、事務局からはマニュアルの改定についても既に意見が挙がっており、我が国からも OIE へのコメントを検討したい旨回答しました。

- さらにメンバーから、非定型 BSE の定義を明確化する必要があることの意味に加え、牛以外の反すう動物の輸入は BSE の侵入リスクとしないとのコード改正案に関し、牛以外の反すう動物の動物種を明確化する必要があるとの意見がありました。事務局からはこれらについても検討したい旨回答しました。

(2) アフリカ豚コレラ

- 事務局から、この改正章は、豚コレラ等の最近更新した他のコード章の構成と整合をとるため、2014 年 4 月の特別専門家会合が原案作成し、同年 9 月の科学委員会及びコード委員会での議論を経た第 1 次改正案であると説明しました。
- メンバーからは、アフリカ豚コレラは、豚コレラと異なりワクチンがなく、いったん侵入すると清浄化が大変難しく、特に野生動物で発生があった場合には、その監視及び飼育豚との接触予防が難しい疾病であること、病原性が変異し、症状を示さない例も認められるとの発言がありました。
- メンバーからは、清浄国又は地域の要件から、野生豚での感染を除外するかわりに①野生豚の疾病監視、②飼育豚の野生豚からの隔離を加える改正案が挙げられているが、サーベイランスの具体的な方法が規定されていないことから、それをコードに規定するか、具体化してその方法をガイドラインとして公表すべきとの意見がありました。
- 野生豚がアフリカ豚コレラウイルスに感染している国又は地域からの飼育豚由来物品の貿易に禁止措置を課してはならないとのコード改正案に関し、あるメンバーからは、他国がこれを受け入れた場合には、日本も受け入れざるを得ないのではないかという意見がありました。他方、別のメンバーからは、1960 年代のスペインやポルトガルにおける発生の経験を、2007 年以降のコーカサス地方や欧州での発生事例にそのまま当てはめることができるのか疑問であり、森林地帯で野生豚の生息密度が高い最近の事例について、よく分析してから、当該コード改正案の適用の是非を検討すべきであるとの意見がありました。
- また、メンバーからは、乾燥処理肉のウイルス不活化条件について、科学的根拠が不十分なのではないかと指摘がありました。

これに対して、事務局からは、論文を確認の上、OIE へのコメントを検討したい旨回答しました。
- このほか、メンバーからは、本病は、豚コレラとは病気の性質が異なり、同じ条件を当てはめることに疑問を呈する意見がありました。

(3) 高度な衛生状態にある馬群 (HHP)

- 事務局から、従来の馬の輸入国としての立場だけでなく、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催国として、また、日本の馬が海外のレースに出るといふ輸出国としての2つの側面を考慮して、本件について意見交換を行いたい旨述べました。
- 事務局から、コード委員会の案では、HHPは繁殖が禁止されていることから、馬ウイルス性動脈炎を衛生規制の対象外としているが、馬ウイルス性動脈炎は飛沫感染もすることから、衛生規制の対象外としてよいのかという問いに対して、メンバーから衛生規制の対象とするようOIEに提案するべきとの意見がありました。
- メンバーからは、ピロプラズマ病のダニの駆除について、その実効性に疑問がある旨指摘があり、また、滴下式及び噴霧式の駆除剤の馬に対する適用の可否について質問がありました。これらに対して事務局から、今後検討・確認していく旨回答しました。
- また、メンバーからは、馬群間で畜舎は別にできても馬場の共有は不可避であることから、コンパートメントを定義する上で、「隔離」をどこまで厳格に規定するのか確認すべきとの指摘がありました。また、中央会場での開催だけでなく、地方会場での開催も視野に入れて検討すべきという意見がありました。事務局からは、関係機関と相談しながら、衛生管理指針の公表を待ってコメントしたい旨回答しました。

(4) 商用牛生産システムにおけるサルモネラの予防と管理

- 事務局から、本章は人のサルモネラ症の予防が目的であり、前回の連絡協議会では豚のサルモネラのコードを議論した旨説明し、資料に沿って説明を行いました。
- メンバーから、本コード案の推奨事項のうち、特に飼養管理者の教育訓練、管理の記録が重要であり、管理チーム等が必要である旨、抗菌剤使用時の休薬期間の記載が必要ではないかとの質問がありました。これに対し、事務局から、職員の研修についてはコード改正案の中で手当されており、休薬期間についても抗菌剤の使用に係るOIEコードに従うこととして手当されている旨回答しました。
- メンバーからは、導入牛の仕入元の最少化が推奨されているが、全国的に繁殖農家の高齢化が進んでいる中で、生産現場が様変わりしており、仕入元を絞り込むことが難しくなっている。これについて、我が国としてどう考えるのか、質問がありました。これに対して事務局からは、重要なのはコミュニケーションであり、導入される素牛の病歴やワクチン接種歴等の情報をし

っかり入手することが重要であると説明しました。

- メンバーからは、本コードは食中毒を防ぐためのものであり、一方国内では家畜衛生の観点からの飼養衛生管理基準や、食中毒予防の観点からの生産衛生管理ハンドブック等があることから、農家のことを考えると現場での遵守事項を統一すべきである旨意見があり、これに対して事務局は、これまでも各基準の調整は行っており、今後も心がけていきたい旨発言しました。
- メンバーから、牛のサルモネラ症に対するワクチンは、日本でも承認されているが、牛のサルモネラ症の予防のためのワクチンであり、ティフィムリウムとダブリンの2価であること、サルモネラ症のワクチンは血清型の特異性が高いことから、人の食中毒を予防する効果は限定的であると指摘されました。これに対して事務局からは、本コード改正案は、そこまで考慮して記載しているとは思われないことから、いただいたご意見をコメントに反映させていきたい旨回答しました。

3 その他

- メンバーから、効率的な生産のため、家畜に過度に負担がかかることを危惧しており、特に無許可のサプリメントが補助飼料として牛に投与されているのではないかと危惧しており、動物用医薬品やワクチンと相乗作用・拮抗作用を起こさないのかを心配する発言がありました。これに対し、別のメンバーからは、ビタミン剤等はよく使われるが、法令に準拠して使用されていること、過剰に摂取すれば牛の健康を害するため生産者の方でもそのような使用の仕方はしないとの応答がありました。
- また、あるメンバーから本日議論されている情報が個々の農家にも伝わるルートを検討してほしいとの意見がありました。
これに対して、事務局から、農林水産省のウェブサイトで採択されたコードの仮訳を含めた会議資料を公表しているため、これを参照していただきたい旨回答しました。

(以上)